

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団

定 款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人デイサービス事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業の経営

(ト) 相談支援事業の経営

(チ) 夜間対応型訪問介護事業の経営

(リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ヌ) 一時預かり事業の経営

(ル) 放課後児童健全育成事業の経営

(ヲ) 地域生活支援事業の経営

(ワ) 障害児通所支援事業の経営

(カ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ヨ) 生活困難者に対する相談支援事業の経営

(タ) 子育て世帯訪問支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯、経済的に困窮する者などを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県中津市大字永添2744番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長*等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(土地)

(1)大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 646 番 1	宅地	9 9 1. 7 6 m ²
(2)大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 646 番 2	宅地	1 9 3. 0 3 m ²
(3)大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 646 番 3	宅地	3 3 0. 7 3 m ²
(4)大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 643 番	宅地	1, 4 2 1. 0 0 m ²
(5)大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 647 番 1	宅地	7 0 3. 3 5 m ²
(かきざサポートセンター 敷地5筆		3, 6 3 9. 8 7 m ²)
(6)福岡県京都郡みやこ町犀川本庄字深町 745 番 1	宅地	3 7 7. 4 2 m ²
(犀川のぞみ保育園 敷地)		
(7)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 21	宅地	1, 4 5 6. 0 6 m ²
(8)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 6	宅地	8, 0 1 3. 3 0 m ²
(9)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 20	宅地	3, 2 8 0. 1 0 m ²
(10)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2751 番 98	雑種地	1, 3 8 0. 0 0 m ²
(いずみの園 敷地4筆		1 4, 1 2 9. 4 6 m ²)
(11)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 5	宅地	6, 1 8 6. 2 7 m ²
(グループホーム 敷地)		
(12)大分県中津市大字大塚字下の濱 199 番 1	宅地	8 7 8. 6 3 m ²
(13)大分県中津市大字大塚字下の濱 200 番 3	宅地	5 5 8. 4 4 m ²
(14)大分県中津市大字大塚字西中野 293 番 4	宅地	2 3 0. 2 7 m ²
(15)大分県中津市大字大塚字西中野 294 番 3	宅地	1 5 1. 0 7 m ²
(16)大分県中津市大字角木字道中 549 番 5	宅地	1 1 7. 7 7 m ²
(グレース保育園 敷地5筆		1, 9 3 6. 1 8 m ²)
(17)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 24	宅地	2 2 2. 0 1 m ²
(18)大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番 25	宅地	2 2 5. 6 4 m ²
(リハビリセンターふれあい館 敷地2筆		4 4 7. 6 5 m ²)
(19)大分県中津市大字永添字上ノ原 2765 番 148	原野	3, 5 6 2. 0 0 m ²
(20)大分県中津市大字永添字上ノ原 2765 番 39	原野	4 9 5. 0 0 m ²
(21)大分県中津市大字永添字安久 2646 番 2	宅地	1, 1 4 5. 4 5 m ²
(22)大分県中津市大字永添字安久 2646 番 3	雑種地	3 8 0. 0 0 m ²
(23)大分県中津市大字永添字六畝町 2684 番 2	宅地	1, 8 6 2. 9 1 m ²

(24) 大分県中津市大字永添字六畝町 2684 番 3	雑種地	1, 7 2 5. 0 0 m ²
(25) 大分県中津市大字永添字六畝町 2684 番 4	雑種地	6 4 6. 0 0 m ²
(多機能型事業所 ワークセンターシャローム 敷地 7 筆 9, 8 1 6. 3 6 m ²)		
(26) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 番 39	雑種地	9 9 4. 0 0 m ²
(27) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 番 42	雑種地	4 8 3. 0 0 m ²
(28) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 番 49	原野	8 2 5. 0 0 m ²
(29) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 番 92	原野	4 5 0. 0 0 m ²
(生活介護 エステル 敷地 4 筆 2, 7 5 2. 0 0 m ²)		
(30) 大分県大分市花高松 3 丁目 2 番 2	宅地	3 8 1. 5 1 m ²
(31) 大分県大分市花高松 3 丁目 2 番 3	宅地	2 2 2. 5 2 m ²
(32) 大分県大分市花高松 3 丁目 2 番 4	宅地	3 3 6. 4 9 m ²
(保育所 めぐみ保育園 敷地 3 筆 9 4 0. 5 2 m ²)		

(建 物)

- (1) 大分県大分市花高松 3 丁目 2 番地 2、2 番地 3、2 番地 4 所在の
鉄筋コンクリート造セメント瓦葺陸屋根 2 階建
保育所 めぐみ保育園 建物 1 棟 7 6 8. 2 0 m²
- (2) 大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 643 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
老人デイサービスセンター (デイサービスセンターかきぜ)
児童福祉施設 (地域子育て支援センター ポール)
児童発達支援施設 (児童発達支援、放課後等デイサービスマルコ)
建物 1 棟 1, 0 3 4. 9 6 m²
- (3) 福岡県京都郡みやこ町犀川本庄字深町 745 番地 9、745 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建
保育所 犀川のぞみ保育園 建物 1 棟 3 7 4. 3 0 m²
- (4) 福岡県京都郡みやこ町犀川本庄字深町 745 番地 1 所在の
木造かわらぶき高床式平家建
保育所 犀川のぞみ保育園 建物 1 棟 1 9. 5 8 m²
- (5) 大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番地 6、2744 番地 21、2751 番地 98 所在の
木・鉄筋コンクリート造かわら・合金メッキ鋼板ぶき陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム いずみの園
(ショートステイサービス棟を含む)
建物 1 棟 4, 4 5 9. 7 6 m²
鉄筋コンクリート、鉄骨造セメント瓦葺平家建
事務所・厨房 建物 1 棟 4 1 6. 5 0 m²

コンクリートブロック造陸屋根平家建		
ボイラー室	建物 1 棟	6.20 m ²
鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建		
研修室	建物 1 棟	400.00 m ²
(6) 大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番地 20 所在の		
鉄筋コンクリート造瓦葺 4 階建		
ケアハウス ケアマンション聖愛ホーム (在宅介護ステーションを含む)	建物 1 棟	2,865.73 m ²
鉄筋コンクリート造瓦葺平家建		
機械室	建物 1 棟	9.92 m ²
(7) 大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番地 5 所在の		
鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根平家建		
障がい者グループホーム	建物 1 棟	333.36 m ²
(8) 大分県中津市大字大塚字西中野 293 番地 4、294 番地 3、大分県中津市大字大塚字下の濱 199 番地 1、200 番地 3、大分県中津市大字角木字道中 549 番地 5 所在の		
鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建		
保育所 グレース保育園	建物 1 棟	746.53 m ²
鉄筋コンクリート造瓦葺平家建		
保育所 グレース保育園	建物 1 棟	171.25 m ²
(9) 大分県中津市大字蛸瀬字塩浜 647 地番 1、647 地番 17 所在の		
木造かわらぶき平家建		
寄り合いセンター、かきぜグループホーム	建物 1 棟	890.63 m ²
(10) 大分県中津市大字永添字六畝町迫 2744 番地 24、2744 番地 25 所在の		
木造瓦・合金メッキ鋼板葺平家建		
リハビリセンターふれあい館	建物 1 棟	133.00 m ²
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建		
リハビリセンターふれあい館	建物 1 棟	37.89 m ²
(11) 大分県中津市大字永添字上ノ原 2765 番地 148、2765 番地 39 所在の		
木造スレートぶき平家建		
多機能型事業所 ワークセンターシャローム	建物 1 棟	291.69 m ²
大分県中津市大字永添字六畝町 2684 番地 2、2,646 番地 2、2684 番地 3、2684 番地 4 所在の		
木造セメント瓦葺平家建		
多機能型事業所 ワークセンターシャローム	建物 1 棟	113.95 m ²

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

多機能型事業所 ワークセンターシャローム 建物 1 棟 6 3 . 2 4 m²

(12) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 地番 39 所在の木造瓦葺平家建

生活介護 エステル 建物 1 棟 7 9 . 3 2 m²

(13) 大分県中津市大字永添字市ノ沢 2636 番地 39、2636 番地 42 所在の

木造ルーフィングぶき平家建

障がい者グループホーム ハレルヤ 建物 1 棟 2 8 6 . 6 1 m²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大分県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大分県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 1 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持し

つつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 老人訪問看護事業
- (2) 介護実習普及センター事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 診療所事業
- (5) 有料老人ホーム事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大分県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	乃美尚敏
理 事	栗津音松
理 事	森 明麿
理 事	アルバーター・ター
理 事	東島鷹次
理 事	清田悦子
監 事	鈴木広徳
監 事	高橋孝行

1971年	8月14日認可（厚生省収児第653号）	設 立
1976年	1月23日認可（厚生省収児第58号）	名称変更
1980年	2月 1日認可（厚生省収児第52号）	一部変更
1988年	11月 1日認可（厚生省収児第201号）	一部変更
1995年	9月19日認可（厚生省収児第233号）	一部変更
1996年	9月10日認可（厚生省収児第223号）	一部変更
2000年	10月19日認可（厚生省収老第217号）	一部変更
2001年	8月30日認可（九厚発第1377号）	一部変更
2002年	6月26日認可（九厚発第3393号）	一部変更
2004年	9月27日認可（九厚発第0927013号）	一部変更
2011年	4月18日認可（九厚発0418第10号）	一部変更
2011年	9月14日認可（九厚発0914第16号）	一部変更
2012年	9月24日認可（九厚発0924第35号）	一部変更
2013年	12月10日届出（基本財産の追加）	一部変更

2014年	9月11日届出（基本財産の追加）	一部変更
2015年	7月14日認可（九厚発0714第23号）	一部変更
2016年	1月13日認可（九厚発0113第33号）	一部変更
2016年	9月 1日認可（指令こ未来第10号）	一部変更
2017年	1月23日認可（指令こ未来第14号）	一部変更
2019年	3月22日認可（指令高齢福第129号）	一部変更
2020年	1月31日認可（指令高齢福第170号）	一部変更
2023年	1月13日認可（指令高齢福第74号）	一部変更
2024年	1月19日認可（指令高齢福第101号）	一部変更
2025年	2月 6日認可（指令高齢福第136号）	一部変更

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬及び慰労金（以下「報酬等」という。）を支給する。
 - (2) (1)にかかわらず、常勤役員（常勤でなおかつその役割に応じた業務を常時行う者）については、月毎の報酬を支給する。
- 2 役員等に対する慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長に対して報酬は、月額0円とする。
- (2) 業務に応じた報酬については、旅費規則別表第3-2に定める額。
- (3) 慰労金については、別表に定める額
- (4) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- (5) 第3条1項(1)(2)(3)については、施設長等の職員が役員の場合には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日当たるときは、職員給与規則第3条に準じた日とする。
 - (2) 報酬については、当該会議等に参加した都度、支給する。
 - (3) 慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1 円未満の端数については、これを1 円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- この規程は、2003年4月1日より施行する
- この規程は、2017年4月1日より施行する。
- この規程は、2019年4月1日より施行する。
- この規程は、2024年7月1日より施行する。

別表 1（役員等の慰労金算定式）

在任期間	退職金の額
1 年以上～2 年以下	2 0， 0 0 0 円
2 年超～4 年以下	4 0， 0 0 0 円
4 年超～6 年以下	6 0， 0 0 0 円
6 年超～8 年以下	8 0， 0 0 0 円

※8 年を超える場合は、評議員会において決定する。

※ただし、この額が支給されるよう源泉所得税額を上乗せする。

社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団

旅 費 規 則

(1 9 7 8 年 4 月 1 日規則第 4 号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、本法人の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）、職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第 2 条 支給対象者は、本法人の役員・評議員及び職員等並びに本法人の業務により旅行を依頼した者とする。

(旅行命令等)

第 3 条 旅行は、理事長又は理事長から委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下旅行命令等という。）によって行わなければならない。

2. 旅行命令等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって業務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り発するものとする。

3. 既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規程によって旅行者の申請があった場合には、これを変更することができる。

4. 旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令（依頼）簿（第 1 号様式）に記載して通知するものとする。

(旅行命令等に従わない旅行)

第 4 条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令等の変更を申請しなければならない。

2. 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行後すみやかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費の種類は鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、自家用自動車を利用する場合の燃料代、高速道路・有料道路の利用料、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は、別表第 1 に定める区分により原則として最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2. 旅費の計算については、職員の勤務地から 4 キロメートル以上の地域から起算するものとする。

3. 当法人より、給与の支給を受けている役職員の日当の額は、保育所は別表第 2、保育所以外は別表第 3 の定額によるものとし、宿泊料は実費支給を原則とし、保育所は別表第 2、保育所以外は別表第 3 を上限とする。

4. 当法人より、給与の支給を受けていない者の日当の額は、保育所は別表第 2－2、保育

所以外は別表第3－2の定額によるものとする。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給をうけた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書（第2号様式）に必要な書類を添えて、提出しなければならない。

2. 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、すみやかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。但し、旅費の精算残額がない場合及び追給額がない場合（零精算）は精算書の作成を省略することができる。

(旅費の調整)

第8条 予算上、その他特別に必要な場合は、旅行に要した実費をこえる部分について、全部又は一部を減額して支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第9条 外国に旅行する場合の旅費については、別に定める。

付 則

この規則は、1978年 4月 1日から施行する。

全部改正 1978年 7月 7日

一部改正 1980年 3月 31日

全部改正 1983年 1月 21日

一部改正 1987年 1月 20日

全部改正 1988年 3月 28日

一部改正 2003年 4月 1日

一部改正 2004年 12月 10日（別表第1の改正）

一部改正 2012年 6月 1日

一部改正 2014年 6月 1日

一部改正 2017年 4月 1日

一部改正 2018年 4月 1日

別表第 1

旅費計算表

(保育所・保育所以外)

種類		計算方法
鉄道賃	普通運賃	乗車に要する運賃
	特別急行料	特別急行列車が運行する線路による旅行で片道 50km 以上
	座席指定料金	特別急行列車又は普通急行列車が運行する線路による旅行で片道 100 km 以上
バス賃		現に要した実費
船賃・航空賃		現に要した実費
燃料代※自家用自動車を使用する場合		1 km あたり 20 円 ※ 1 km 未満は切り上げて計算する。
高速道路・有料道路利用代		現に要した実費

(保育所以外・給与の支給を受けていない者)

公共交通機関を使用しない役員・評議員及び委員等	一律 1,500 円
-------------------------	------------

(注) 1. 第 1 条でいう職員等の「等」とは、法令・厚生労働省通知によって定められた会に属する委員を対象とする。

2. 上記の金額を支給する際は源泉所得税額を上乗せする。

別表第 2

日当及び宿泊料 (保育所)

			役員	施設長	その他職員
日 当	施設から 6 0 km 以上の地域		5, 000 円	4, 000 円	3, 000 円
	施 設 から 4 km 以上、 6 0 km 未満の地域	4 時間以上の場合	3, 000 円	2, 500 円	2, 000 円
		4 時間未満 2 時間以上 の場合	2, 500 円	2, 000 円	1, 000 円
宿泊料（実費・一泊につき）の上限			12, 500 円	12, 500 円	10, 000 円

(注) 1. 研修会等で指定された宿泊研修のときはその規定宿泊料とする。

別表第 2 - 2

給与の支給を受けていない者の日当（保育所）

			役員
日 当	施設から 6 0 km 以上の地域		5, 000 円
	施設から 4 km 以上、 6 0 km 未満の地域	4 時間以上の場合	3, 000 円
		4 時間未満 2 時間以上の場合	2, 500 円
宿泊料（実費・一泊につき）の上限			12, 500 円

（注） 1. 評議員、福祉サービス相談員への日当については、役員に準じて支給する。

2. 上記の金額を支給する際は源泉所得税額を上乗せする。

別表第 3

日当及び宿泊料（保育所以外）

		理事長	その他職員
日当	施設から 80 km 以上の地域	5,000 円	2,200 円
宿泊料（一泊につき）の上限		12,500 円	10,000 円

（注）研修会等で指定された宿泊研修のときはその規定宿泊料とする。

別表第 3 - 2

給与の支給を受けていない者の日当（保育所以外）

		役員等
日当	施設から 60 km 以上の地域	5,000 円
	施設から 60 km 未満の地域	3,000 円
宿泊料（一泊につき）の上限		12,500 円

（注） 1. 第 1 条でいう職員等の「等」とは、法令・厚生労働省通知によって定められた会に属する委員等への日当については、役員・評議員に準じて支給する

2. 上記の金額を支給する際は源泉所得税額を上乗せする。